

❖ 第1章 重点まとめ

バイスティックの7原則

1. 個別化の原則	利用者を個性ある一人の人間としてとらえる。
2. 意図的な感情表出の原則	利用者が、肯定的な感情も、否定的な感情も、ありのままの感情を表出できるように、援助者は意図的にかかわる。
3. 統制された情緒関与の原則	利用者の表情や言動などに対して先入観をもつことなく、つまり感情に左右されずに利用者にかかわることが重要である。
4. 受容の原則	利用者の表現、態度、気持ちなどをありのままに、無条件に受け入れる。
5. 非審判的態度の原則	利用者や家族の行動、考え方を援助者の価値観や社会通念から一方的に評価してはいけない。
6. 自己決定の原則	利用者本人による意思決定を尊重する。
7. 秘密保持の原則	利用者の情報は、利用者の了解なしに漏らすことがあってはいけない。

生活保護制度と介護保険制度

被保護者	65歳以上	40歳以上65歳未満	
		医療保険加入	医療保険未加入
介護保険制度	第1号被保険者	第2号被保険者	被保険者とならない
介護保険料	普通徴収該当：生活扶助の介護保険料加算で対応 特別徴収該当：年金による天引き	健康保険の保険料と一体として医療保険者が徴収	なし
介護サービスの利用	9割は介護保険による給付 利用者負担分1割を介護扶助から	9割は介護保険による給付 利用者負担分1割を介護扶助から	10割全額を介護扶助から
介護施設入所の日常生活費	生活扶助の介護施設入所者 基本生活費が算定	生活扶助の介護施設入所者 基本生活費が算定	生活扶助の介護施設入所者 基本生活費が算定

国民健康保険と健康保険の給付内容

		市町村国民健康保険	健康保険
医療給付	療養の給付等	義務教育就学前：8割(2割自己負担) 義務教育就学後から70歳未満：7割(3割自己負担) 70歳以上75歳未満：8割(2割自己負担、ただし平成20年度～は1割負担に凍結) 70歳以上75歳未満の現役並み所得者：7割(3割自己負担)	
	高額療養費	上位所得者、一般、低所得者の3段階で自己負担限度額を設定	
現金給付	出産育児一時金 葬祭費・埋葬料	給付内容は条例で定めるところによる 出産育児一時金は原則42万円、葬祭費1～5万円程度が多い	出産一時金：原則42万円 埋葬料：定額5万円
	傷病手当金 出産手当金	任意給付 実施している市町村なし	1日につき、標準報酬日額3分の2相当を支給

公的年金制度

・保険者の区分

第1号被保険者	20歳以上60歳未満の自営業者等	国民年金	
第2号被保険者	被用者	適用事業所に雇用される70歳未満(民間サラリーマン等)	国民年金+厚生年金
		公務員等	国民年金+共済年金
第3号被保険者	専業主婦等、被用者の被扶養配偶者	国民年金	

・年金の種類

老齢年金	支給要件は、原則として国民年金に25年以上加入していること 原則65歳から支給 60歳からの繰上げ支給、70歳からの繰下げ支給が可能
障害年金	年金に加入中の病気やけがで障害を有することになった場合に支給 1級、2級があり、1級は2級の1.25倍の金額を支給
遺族年金	年金受給者、被保険者が死亡した場合、生計を維持されていた遺族に支給

社会保障と税の一体改革により、次のような改正事項が決定されている。

- ・厚生年金に公務員および私学職員も加入することとし、2階部分の年金は厚生年金に統一(平成27年10月施行)
- ・納付した保険料に応じた給付を行い、将来の無年金者の発生を抑えるという観点から、老齢基礎年金の受給資格期間を10年に短縮(税制抜本改革の施行時期にあわせて平成27年10月施行)
- ・遺族基礎年金の父子家庭への支給(税制抜本改革の施行時期にあわせて平成26年4月施行)

日常生活自立支援事業

実施主体	都道府県・指定都市社会福祉協議会(窓口は市町村社会福祉協議会等)
対象	判断能力が不十分(認知症、知的障害、精神障害等)かつ 契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる
援助の内容	本事業に基づく援助の内容は、次を基準とする ・福祉サービスの利用援助 ・苦情解決制度の利用援助 ・住宅改造、居住家屋の貸借、日常生活上の消費契約および住民票の届出等の行政手続きに関する援助等 上記に伴う援助の内容は、次を基準とする ・預金の払い戻し、預金の解約、預金の預け入れの手續等、利用者の日常生活費の管理(日常的金銭管理) ・定期的な訪問による生活変化の察知 専門員が策定する「支援計画」にしたがって、生活支援員が援助を実施
利用料	実施主体が設定する利用料を利用者が負担
契約締結審査会	契約内容や本人の判断能力等の確認を行う
運営適正化委員会	適正な運営を確保するための監督を行う



介護における尊厳の保持と自立支援について理解しよう

介護の基本は、利用者の人間としての尊厳を保持し、自立支援を行うことである。自立とは、身体的自立だけでなく、精神的自立、社会的自立も含まれる。

問題

問題1 介護場面での「尊厳の保持」に関する次の記述のうち、適切なものを1つ選びなさい。
(平成22年度 第23回・問題73)

- 1 認知症(dementia)のある利用者の場合、家族の意思決定を優先する。
- 2 嫌いな食べ物がある利用者の場合、好きな食べ物と一緒に混ぜる。
- 3 居室で排泄介助が必要な利用者の場合、カーテンを閉める。
- 4 何度も同じことを言う利用者の場合、「前にも聞きました」と対応する。
- 5 車いすから立ち上がることが多い利用者の場合、Y字帯を着ける。

正解への近道
ひとりの人間として尊重することが基本である。

問題2 左大腿骨頸部骨折(femoral neck fracture)で入院していた軽度の認知症(dementia)のあるAさんが、介護老人保健施設に入所し2週間が経過した。入所時は、環境の変化によるせん妄(delirium)が見られ、日常生活の不活発による食欲低下から食事摂取量が少なかった。また転倒の恐れもあった。現在はせん妄がなくなり趣味のカラオケをしたいとの要望が出るようになってきたが、日常の金銭管理はできない状態である。
介護職の支援のあり方として、適切なものを1つ選びなさい。
(平成23年度 第24回・問題1)

- 1 提供する食事の量が多いと判断し減らす。
- 2 安全性を考慮し、ベッドを柵で囲む。
- 3 移動の際は全介助で行う。
- 4 他の利用者と一緒にカラオケをする場を設ける。
- 5 家族に対し預金通帳の名義を変更するよう助言する。

正解への近道
安全性を考慮しながら、できるだけ自立した生活が送れるよう支援する。

解説

- A1 問題1**
- 1 × 認知症で、たとえ判断能力が不十分な状態であっても、ひとりの人間として尊重し、**本人の意志決定を優先**させなければならない。
 - 2 × 嫌いな食べ物を、好きな食べ物に混ぜ、**隠して食べさせるような行為**は適切ではない。
 - 3 ○ 利用者の**羞恥心やプライバシーに配慮した対応**が必要である。
 - 4 × 否定したり拒絶したりするのではなく、**受容的姿勢で対応**することが必要である。何度も同じことを言うのが、認知症の症状である場合もある。
 - 5 × 車いす使用時にY字帯で抑制することは、**身体拘束**にあたり、禁止されている。
- A2 問題2**
- 1 × 高齢者は**低栄養に陥りやすい**ので、管理栄養士などと相談して、**適切な栄養摂取ができるよう支援**する必要がある。
 - 2 × ベッドを柵で囲むことは、**身体拘束にあたり、禁止**されている。
 - 3 × 転倒しないよう注意が必要であるが、**できる限り自立して行うことができるよう支援**する。
 - 4 ○ 「カラオケをしたい」と**本人が要望しており**、適切である。
 - 5 × Aさんに黙って預金通帳の名義を変更してしまうことは、**経済的虐待**に該当する可能性もある。

解答 | 問題1 3 問題2 4

memo 求められる介護福祉士像

介護福祉士制度の在り方についての検討会報告書では、これからの介護福祉士の養成にあたっての目標を、以下の12項目に整理している。

- 1 尊厳を支えるケアの実践
- 2 現場で必要とされる実践的能力
- 3 自立支援を重視し、これからの介護ニーズ・政策にも対応できる
- 4 施設・地域(在宅)を通じた汎用性ある能力
- 5 心理的・社会的支援の重視
- 6 予防からリハビリテーション、看取りまで、利用者の状態の変化に対応できる
- 7 他職種との協働によるチームケア
- 8 一人でも基本的な対応ができる
- 9 「個別ケア」の実践
- 10 利用者・家族、チームに対するコミュニケーション能力や的確な記録・記述力
- 11 関連領域の基本的な理解
- 12 高い倫理性の保持

第1章 章末予想問題

問題 1

個別援助技術の原則に基づく対応に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 Aさんが、「最近、よく眠れないの」と話しかけてきたので、「誰でも、たまには眠れないことがありますよ」と安心させるように対応した。
- 2 「ここだけの話、私はB職員の態度が気に入らないの、あなたもそう思わない」と、Cさんが打ち明けてきたので、同意していっしょになって不満や怒りを共有した。
- 3 一人暮らしのDさん宅を訪問したとき、「子どもたちがちっとも顔を見せにきてくれなくて寂しい」と訴えたので、「子どもは親の面倒をみるのはあたりまえなのに」と慰めた。
- 4 今後の生活への不安を涙ながらに訴えるEさんに、「おつらいのですね、よろしければそのお気持ちをもう少しお話してください」と対応した。
- 5 認知症があり、ぼーっとすることの多いFさんに、「散歩に行きますから、このカーディガンを着てください」と指示した。

問題 2

わが国の社会保険制度に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 市町村国民健康保険には、高額療養費の支給はない。
- 2 市町村国民健康保険とは異なり、健康保険では傷病手当金は支給されない。
- 3 医療保険制度の自己負担割合は、国民健康保険と健康保険で異なる。
- 4 国民年金の第2号被保険者とは、被用者年金の被保険者である。
- 5 国民年金の第1号被保険者には、老齢厚生年金が支給される。

問題 3

権利擁護のための制度に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 法定後見制度には、後見、保佐の2つがある。
- 2 法定後見制度では、家庭裁判所が職権で後見人等を選任する。
- 3 任意後見制度では、家庭裁判所が任意後見人を選任する。
- 4 日常生活自立支援事業の実施主体は、市町村である。
- 5 日常生活自立支援事業では、専門員が日常的金銭管理等の援助を行う。

解答・解説

解説1

解答 | 4

- 1 × 問題を一般化してしまわない。
- 2 × 利用者の感情に巻き込まれてはいけない。
- 3 × 援助者の価値観で一方向的に判断しない。
- 4 ○ 不安な気持ちに共感的理解を示している。
- 5 × 利用者の自己決定が原則である。

解説2

解答 | 4

- 1 × 自己負担限度額は、健康保険と同様に3段階に設定されている。
- 2 × 健康保険では傷病手当の支給が義務づけられているが、市町村国民健康保険では、任意給付であり、実施している市町村はないという。
- 3 × 国民健康保険も健康保険も同じである。

- 4 ○ 国民年金の第2号被保険者とは、一般のサラリーマンなど、被用者年金の被保険者である。
- 5 × 国民年金の第1号被保険者とは、自営業者等であり、老齢基礎年金が支給される。

解説3

解答 | 2

- 1 × 後見、保佐、補助の3つがある。
- 2 ○ 申立てがあり、後見等開始の審判が行われると、家庭裁判所は、職権で後見人等を選任する。
- 3 × 任意後見制度は、あらかじめ任意後見契約を公正証書で結んでおく制度である。家庭裁判所が任意後見監督人を選任して開始される。
- 4 × 日常生活自立支援事業の実施主体は、都道府県・指定都市社会福祉協議会である。
- 5 × 日常生活自立支援事業で実際の援助を行うのは、生活支援員である。専門員は、支援計画を策定する。